



岡山理科大学 獣医学部

- (1) 基本計画書（別記様式第2号）
- (2) 校地校舎等の図面① ②
- (3) 学則
- (4) 趣旨等を記載した書類① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
- (5) 学生の確保の見通し等を記載した書類① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
- (6) 教員名簿
- (7) 審査意見への対応を記載した書類（9月）① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
- (8) 審査意見への対応を記載した書類（6月）① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯

学部等設置認可申請書類（平成29年10月）一覧に戻る

(面接審査意見) 獣医学部 獣医学科

1. 獣医学部棟5階P3実験室について、感染症等の関係法令において定められた基準に則した施設であるか、基準適合性について所管省庁と協議あるいは相談等を行っているか、当該施設をどのような教育研究に活用し、どのような病原体を扱うことを想定しているか、学内の管理体制及び関連規定等の整備状況を説明すること。

(対応)

国際的にも、国内的にもBSLはガイドラインであって法令で定めたものではなく、研究者及び関係者の安全性を確保するための指針である。法令関係では、感染症法でテロ対策のために病原体等取扱規則として法令化されており、それが第1～4種病原体の取り扱いとなる。第1種がBSL4、第2種がBSL3の対象である。本学部で行おうとしているBSL3病原体の取り扱いについては、厚生労働省に事前に概要の説明に行き、ガイドライン基準を満たしていることを確認している。また、施設が出来上がった際には、厚生労働省の査察を受けることを計画している。以下に当該施設の目的、取り扱う可能性のあるBSL3病原体、施設設備、管理体制等を説明する。

目的

本獣医学部に設置されるBSL3施設は、獣医学教育病院に来院する動物や野生動物などの検体がBSL3の病原体に汚染されている可能性のある場合のリスクを考慮して設置しているものである。従って、病原体分離のための施設で、その使用目的はin vitroでの細菌、真菌、ウイルス等の分離・同定である。

本獣医学部で分離される可能性のあるBSL3病原体

細菌：炭疽菌、ブルセラ属菌 (*Brucella abortus*, *B. suis*, *B. melitensis*, *B. ovis*, *B. canis* など)、Q熱 (*Coxiella burnetii*)、野兎病菌、牛型結核菌、結核菌、ツツガムシ病菌 (*Orientia tsutsugamushi*)、リケッチア属菌 (*Rickettsia felis*, *R. Japonica*: 日本紅斑熱など) 他

真菌：ブラストミセス菌 (*Blastomyces dermatitidis*)、コクシディオイデス菌 (*Coccidioides posadasii*)、ヒストプラズマ属菌 (*Histoplasma capsulatum* 他) ,

ウイルス：コウモリリッサウイルス属、豚コレラウイルス、口蹄疫ウイルス、ハンタウイルス属 (腎症候性出血熱ウイルス他)、高病原性鳥インフルエンザウイルス、中東呼吸器症候群 (MERS) ウイルス、アレナウイルス属 (リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス他)、小反芻獣疫ウイルス、狂犬病ウイルス、重症急性呼吸器症候群 (SARS) ウイルス、重症熱性血小板減少症 (SFTS) ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、西ナイル熱ウイルスなど